

改正

平成19年3月23日水管規程第1号

平成19年9月26日水管規程第9号

平成30年10月1日水管規程第2号

令和2年3月31日水管規程第3号

令和3年8月27日水管規程第2号

五島市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、五島市水道事業給水条例(平成16年五島市条例第265号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定例日)

第2条 条例第2条第2号に規定する定例日は、毎月20日とする。ただし、天候の悪化その他やむを得ない事由がある場合は、変更することができる。

(給水装置の新設等の申込み)

第3条 条例第8条の規定による給水装置の新設等の申込みは、給水装置工事申請書(様式第1号)により行うものとする。

(給水装置工事の設計審査等)

第4条 条例第10条第2項の規定により指定給水装置工事事業者が設計審査及び工事検査を受けようとするときは、給水装置工事申請書を管理者に提出しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第5条 条例第11条第1項の規定による構造及び材質の指定は、次に掲げる基準により行う。この場合において、管理者は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比して著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるお

それがないものであること。

(5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

2 条例第11条第1項の規定により管理者が指定する材質は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項の規定により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

(2) 水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に適合することを認証する機関がその品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、政令第5条に定める構造及び材質の基準への適合性を証明したもの

3 管理者は、条例第11条第1項の規定により指定した給水管及び給水用具について地質その他の理由により使用が適当でないと認めるときは、当該給水管及び給水用具の使用を制限することができる。

4 給水管の口径に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他管理者が必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水槽の逆止弁とする。

（工事費）

第6条 条例第13条第3項の規定により管理者が定める工事費の算出について必要な事項は、市が施工する給水装置工事の費用の算出基礎となる単価基準とし、当該単価基準については、毎年4月1日に管理者が定める。

2 前項の単価基準を定める場合には、3人以上の業者の見積りを徴収し、物価指数を勘案するものとする。

（メーターの設置場所）

第7条 条例第18条第2項に規定するメーターの設置場所は、止水栓と給水栓の間で、次に掲げる

位置とし、移設し、又は増設する場合も、同様とする。

(1) 道路と接する土地については、当該土地の中で最も道路に近く、かつ、検針及びメーターの取替えが容易に行える位置

(2) 前項以外の土地については、給水管取出口に最も近く、かつ、検針及びメーターの取替えが容易に行える位置で管理者が適当と認めた位置

(メーター設置場所の保全)

第8条 条例第19条第1項の規定による保管者は、メーターの設置場所にその点検又は機能を妨害するような物を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 管理者は、保管者が前項の規定に違反したときは、原状復旧を命じ、履行しないときは、管理者が代わって行い、その費用を違反した保管者から徴収する。

(メーター損傷等の場合の損害額)

第9条 条例第19条第3項の管理者が定める損害額は、修繕その他必要な措置に要する費用の実費相当額とする。

(料金の認定)

第10条 メーターの異状その他の理由により使用水量が不明のときの前回の検針からメーター取替えまでの間の使用水量は、前3月の使用水量の日割り平均によって計算する。

(メーターの検査請求)

第11条 条例第35条の規定によるメーターの検査の請求は、メーター検査請求書(様式第2号)により行うものとする。

(危険防止の措置)

第12条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、当該水洗便器又は給水装置に真空破損装置を備えるなど逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管には、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械を直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生じるおそれのある箇所には、停滞空気を排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上又は地階に配管するときで、管理者が必要と認めるときは、各階ごとに止水器具を設けなければならない。

6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

(給水管防護の措置)

第13条 開きょうを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出又は隠ぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等による侵食のおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(給水装置に関する諸届)

第14条 給水装置の所有者、代理人、総代人及び使用者は、次の表の左欄に掲げる届出の事由が発生したときは、中欄に掲げる様式により届け出なければならない。

届出の事由	届出様式	届出義務者
条例第4条の代理人の選定	様式第3号	給水装置所有者及び代理人
条例第5条の総代人の選定	様式第4号	給水装置所有者及び総代人
給水の開始又は中止	様式第5号	開栓又は閉栓をしようとする者
給水装置の用途変更	様式第6号	給水装置使用者
給水装置使用者の名義変更	様式第6号	新給水装置使用者
給水装置の所有者、代理人又は総代人の変更	様式第6号	給水装置所有者

(消火栓の使用)

第15条 消火栓を消火演習に使用するときは、あらかじめ消火栓使用申請書(様式第7号)により申請して、管理者の承認を受け、管理者の指定する職員の指示に従って使用しなければならない。

この場合において、消火栓を使用することができる時間は、管理者が特に必要があると認めた場合を除き、消火栓1基につき3分間以内とする。

2 消火栓を消火に使用した者は、消火栓使用届(様式第8号)により管理者に届け出なければならない。

(証票)

第16条 水道関係職員は、施設検査業務に従事するときは水道施設検査員証(様式第9号)を、徴

収業務に従事するときは水道料金徴収員証（様式第10号）を携帯し、関係者の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日前に、福江市水道事業給水条例施行規程（平成10年福江市水道局規程第2号）又は富江町水道事業給水条例施行規則（昭和44年富江町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 令和2年4月1日前に、五島市簡易水道事業給水条例施行規則を廃止する規則（令和2年五島市規則第22号）の規定による廃止前の五島市簡易水道事業給水条例施行規則（平成16年五島市規則第99号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月23日水管規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月26日水管規程第9号）

この訓令（中略）は平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日水管規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の五島市水道事業給水条例施行規程の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

附 則（令和2年3月31日水管規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月27日水管規程第2号）

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

様式第1号 (第3条、第4条関係)

様式第2号 (第11条関係)

様式第3号 (第14条関係)

様式第4号 (第14条関係)

様式第5号 (第14条関係)

様式第6号 (第14条関係)

様式第7号 (第15条関係)

様式第8号 (第15条関係)

様式第9号 (第16条関係)

様式第10号 (第16条関係)